

第5章

チリにおける土地所有制度の成立過程とその特質

—活発な農地市場と企業的農業の拡大—

村瀬 幸代

要約：

チリはラテンアメリカの中でも多様なアグリビジネスの発達で知られる国である。その土地所有制度の特徴は、市場における自由な土地取引が保障されている点にあり、チリでは土地取得にあたって農家・企業の別は問われず、外国資本に対しても特段の規制は設けられていない。そのような現行のチリの土地所有制度は農地改革とその後の軍政下での農地分配政策によって1970年代末までに構築された。本稿ではその成立過程を改めて詳細に整理するとともに、企業的農業の拡大が進むチリの土地所有の現状を明らかにする。

キーワード：

チリ 農地改革 農地市場 企業的農業

はじめに

チリはラテンアメリカ地域の中でも特に多様なアグリビジネスの発達とそれを背景とした経済成長を達成したことで知られている国のひとつである。他国に先駆け1970年代初頭から新自由主義的な経済政策を導入したチリでは、恵まれた自然条件や北半球との季節差といった強みを活用した農林水産物輸出の拡大が図られ、特に1980年代後半からはそれらの輸出が著しい成長を見せた。主だった輸出品としては、ブドウやリンゴなどの生鮮果物、ワインや冷凍果物・野菜等の農産物加工品、紙・パルプ等の林産物が挙げられる。2000年代に入り主力の輸出品である銅の価格が高騰したことから輸出全体における農産物の存在感は縮小したものの、2006年には新たに「食糧大国チリ（Chile, Potencia

Alimentaria)」がスローガンに掲げられ、2014年までの輸出額の倍増ならびに世界上位10位以内の食糧輸出国としての地位獲得が目指されることとなった¹。目下積極的な輸出体勢が継続中である。

チリにおけるアグリビジネスの発達に関しては、既に様々な事例研究が行われてきた。ラテンアメリカにおける非伝統的農産物輸出拡大の一例として、それぞれの輸出品目における比較優位や先進国市場における需要動向、輸出促進のための政策手段とその効率性などが議論される一方で、不安定な雇用・環境影響・小農排除といった側面を批判的に論じる研究も少なくない[Carter, Barham and Mesbah 1996; Murray 2006]。雇用に関しては、輸出向け果樹栽培における季節労働に多くの女性労働力が吸収されたことから、ジェンダーの視点からの研究も多くなされてきた[Barrientos et al. 1999]。また近年はグローバル・バリュー・チェーン論やクラスター論といったアプローチによる研究も盛んであり、付加価値追求型の輸出農業を核とした生産連関や企業間協力が注目を集めてきた。日本国内の研究としては、生鮮果物輸出産業に関しては多国籍アグリビジネスの参入とその影響について考察した豊田[2001]や小農の参加と排除について分析した村瀬 [2004]、果樹栽培地域の農業構造について分析した中西[2007]などがある。また他産業を取り上げた事例研究としては、紙・パルプ産業の企業戦略を分析した北野 [2007]や、高付加価値化を目指すワイン産業の発展過程とブランド化に向けた取り組みについて取り上げた村瀬[2008; 2010]などが挙げられる。

本研究会は、アグリビジネスの発達を、農業にとってもっとも基本的な生産要素である土地をめぐる制度という観点から分析しようとするものである。土地制度という点では、チリは本研究会が対象とする4カ国の中ではもっとも自由な土地取引が制度的に保障されている国であると言えるだろう。現在チリでは所有農地の規模に対する上限の設定や企業による土地取得に対する制限などはなく、外国資本による土地取得も国防上重要な一部地域を除けば規制されていない。本稿では、こうした土地制度における特性が同国のアグリビジネスの構造にどう影響しているのかを分析するための準備段階として、まずチリの土地所有制度に関する既存研究のレビューを行うとともに、それらに依拠しつつ現行の土地制度にとって重要な画期となった1960年代以降の一連の土地制度変革の流れを整理する。その上で、農業センサスデータを用いて土地所有状況の変遷を明らかにし、そこから次年度における分析課題を抽出することとしたい。

I チリの土地所有制度に関する既存研究の所在と概要

チリにおける土地所有制度に関する諸研究の中で最も多く取り上げられているのは、やはり農地改革とその成果についてである。チリにおける農地改革は1964～73年に実施され、1973年に誕生した軍事政権の下での農地・農業政策とともに、同国における土地所有

構造を大きく変化させ、その後の農業発展の方向性を規定した。農地改革と軍事政権下での農地政策は、国内の著しい社会経済的格差や当時の政治的・イデオロギイ的文脈に起因する深刻な社会対立の中で実施され、そのプロセスと結果は世界的にも大きな関心と呼んだのである。

したがって、現代のチリの土地制度に関する既存研究は、1960～80年代の間に偏在している。特に軍政下の1970～80年代においては、農地改革の受益者層が軍政下でどのような社会経済的状況に置かれているかに焦点を当てた調査研究が多く生み出された。後にⅢ節で見ると、チリでは1980年代に農業センサス調査が実施されておらず、それらの研究は当時の農村部の状況を知るための貴重な手掛かりを提供している。多くの研究は特定地域・特定産業のケース・スタディの形で行われ、資本主義的農業の確立・拡大過程と、新自由主義的な経済体制の下で小規模な家族農が厳しい生存競争にさらされ賃金労働者へと下層分解していく様子を批判的に描写している。ラテンアメリカ社会科学研究所 (Facultad Latinoamericana de Ciencias Sociales: FLACSO) やキリスト教ヒューマニズム大学 (Universidad Academia de Humanismo Cristiano) の農業研究グループ (Grupo de Investigaciones Agrarias: GIA) などの研究機関は、民主化を求める諸運動との密接な結び付きの下で、国外の支援団体より研究資金を調達し特に活発な研究成果の普及を行ってきた²。民政移管後の1990年代に入ると、土地所有の問題を包括的に取り上げる研究は著しく減少する。上述の研究機関に所属していた研究者らは中道左派の与党連合コンセルタシオンの一員として政策立案サイドに移った者も多かったが、軍政下で構築された土地制度の目立った変更は行われず、以降土地所有の問題が取り上げられる機会は大幅に縮小した。

しかしながら、近年土地所有は再び研究対象として注目を集めるようになってきている。国連ラテンアメリカカリブ経済委員会 (Comisión Económica para América Latina y el Caribe: CEPAL) は1994年～2000年にかけて市場メカニズムを通じた土地アクセス格差解消の可能性に関する研究を実施したが、その中でチリは水利権市場の自由化の先駆例として紹介されている[Bauer 2003]。また、世界的な食料危機が叫ばれる中で土地取得のための大規模な投資の出現に対して関心が高まったことを受け、世界食糧機関 (Food and Agriculture Organization of United Nations: FAO) ラテンアメリカ事務所では、2006～10年にかけてラテンアメリカ17カ国における土地所有の集中状況に関する研究が行われた[Soto and Gómez 2012]。チリについては、上記の文脈と関係すると見られるような土地所有の集中と多国籍化は生じていないものの、1970年代末までに確立した自由な農地市場の存在と市場経済重視の農業政策の存在が特徴として述べられており、それを背景とした林業における企業グループの卓越と産業コンプレックスの形成、ならびに果物・ワイン産業におけるクラスター型の生産構造の発達などが指摘されている[Echenique 2012]。また、近年刊行されたチリの農地改革に関する研究としては、農地改革公社 (CORA) のア

一カイクを詳細に分析した Bellsario[2006; 2007a; 2007b]がある。

II チリの土地制度概史—農地市場の誕生と農業への市場経済の浸透過程

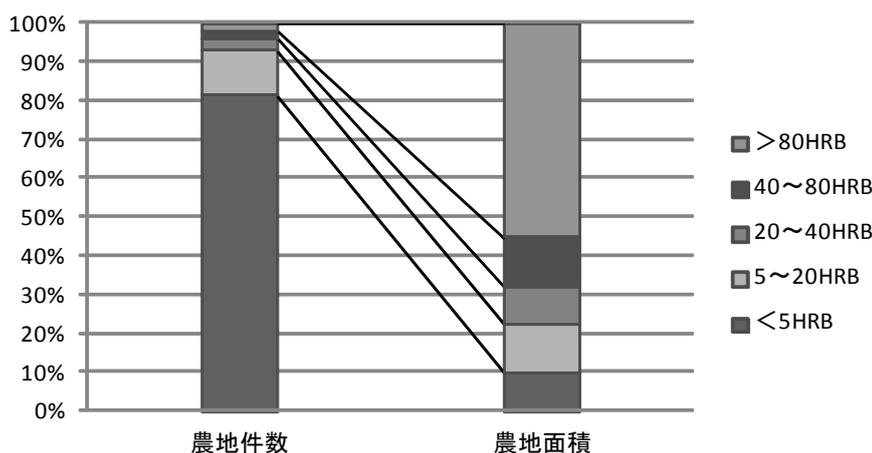
前節でも見た通り、現代のチリの土地所有制度の特色とその背景を理解しようとする際には、1960年代半ばから1970年代初頭にかけての農地改革の意図とプロセス、ならびにその後の軍事政権下での農地政策の展開を把握することが必要不可欠である。

本節では、それら一連の制度変革の過程を改めて整理する。特に、チリの現行の土地制度を強く特徴づけている開かれた市場を通じた農地取引の確立と促進が、具体的にどのような法的・政治的手続きを通して実現されたのかについて明らかにする。また、当該法の条文や既存研究における記述から、当時政策サイドが意図していた農業像・農家像—農業部門をどのように位置づけどのような担い手を作り出そうとしていたのか—についても考察する。

1. 農地改革第1期（1962～70年）

農地改革以前のチリにおける農業部門は、農地件数全体のわずか2パーセントという一握りの大農に農地面積の約60パーセントが集中し、数の上では80パーセントと大多数を占める零細農の所有する農地面積が全体の10パーセントに満たないという、典型的な「ラティフンディオ—ミニフンディオ」型の二重構造を有していた（図1参照）。

図1 農地改革前のチリの農地分配状況(1965年)



(出所) GIA [1979, 12-13]より筆者作成。

(注1) 旧コキンボ県（現IV州）からジャンキウエ県（現X州）までの農地のみを集計。現在の北部4州（XV, I, II, III州）および南部2州（XI, XII州）は含まれていない。なお、州・県等の行政区分の変遷については付録1を参照のこと。

(注2) 基礎灌漑面積 (HRB, Hectárea de Riego Básico) とは、農地の生産性を考慮して計算される経営土地面積である。詳しくは文末注3を参照。

地主階級の所有する大規模農場はアシエンダ (hacienda) またはフンド (fundo) と呼ばれ、その大きさはしばしば社会的地位を誇示するためのものであった。そうした農地のいわば「象徴財」としての位置づけもひとつの背景となり、大規模農場では十分な土地活用が行われず、粗放的で土地生産性の低い経営が支配的であった。アシエンダやフンドは、インキリノ (inquilino) と呼ばれる農場内の定住労働者や、アフエリノ (afuerino) と呼ばれる非定住労働者および分益小作人メディエーロ (mediero)、また近隣のミニフンディオの農民を労働力として利用した。農地の分割譲渡に極めて消極的な大農と、小規模な農地の分割相続によってさらに零細化していくミニフンディオという土地所有の不均衡の下では、農地の流動性は非常に低いものであった。こうした二極的な土地所有構造は国内の社会経済的格差の温床であるとともに、生産性の低い非効率な農業部門の存在は国の経済発展を阻害するものとして批判され、チリでは1960年代半ばから1970年代の初頭にかけて農地改革が実施されることとなった。

チリ最初の農地改革法は、保守派のアレサンドリ (Jorge Alessandri) 政権 (1958~64年) 下で1962年に制定された (法律15020号1962年11月27日公布)。同法により、それまで土地分配と定住活動を管理してきた農業植民金庫 (Caja de la Colonización Agrícola) が廃止され、新たに農地改革公社 (Corporación de la Reforma Agraria: CORA) と農牧開発局 (Instituto de Desarrollo Agropecuario: INDAP) が設置された。ただし、これは「進歩のための同盟」に対するチリ政府の対応策として提出されたものであり [石井2008, 21]、同政権による農地の接收は行われなかった。農地改革が本格的に進められたのは、続く中道左派のフレイ (Eduardo Frei Montalva) 政権 (1964~70年) 下でのことである。

農業部門の後進性の打破と近代化実現のための積極的な土地の再分配を公約に掲げたフレイは、アレサンドリ政権期の農地改革法の下で農地接收を開始するとともに、新たな農地改革法を国会に提出し、改革の本格化を図った。1967年に成立した新たな農地改革法 (法律16640号1967年7月28日公布) では、80HRB (Hectárea de Riego Básico) ³ を超える農地や非効率な土地利用が行われている農地が接收対象となり、大農場内の放棄地や低利用地を中心に農地の接收が進んだ。なお、同法成立に先立ち同年1月には憲法における所有権関連条項の改定が行われ、個人の所有権は公益により制限されうることが明記された ⁴。地主層においては、新法施行を前に接收を回避するための自主的な農地分割が進み、Cruz [1983, 22]によればこの過程で1500件の大農場が分割され4500件の接收対象とならないフンドが誕生した。多くの場合は親族間での所有名義の分散であり、実際の経営・所有構造に変化はなかった。こうした動きへの対応として、1966年4月にはCORAの事前許可なしでの農地分割を禁じる法律が制定されている ⁵。また、より有利な補償条件を引き出すためにCORAに対して自主的に農地を提供したり、接收される可能性のある農地に保有していた様々な動産 (農業機械・農機具・家畜・種子など) を事前に売却して

資産価値の回収を図ったりするケースも見られた[Bellsario 2007a, 10]。

接收された農地は、大農場内の定住労働者を構成員とする共同経営体アセンタミエント (asentamiento) に割り当てられた。アセンタミエントは、農地の割り当てを受けた労働者が自営農としての生産・経営能力を得るための育成段階として導入された過渡的な組織である。アセンタミエントの構成員はアセンタド (asentado) と呼ばれた。frey政権下では農家1戸当たり一定規模の農地面積を確保するという理由から、農場内の定住労働者のうち既婚の世帯主のみがアセンタドとなる資格を認められた。アセンタドには土地の所有権はなく、アセンタミエント形成から3~5年が経過した後に協同組合所有にするか個人所有にするかをアセンタドの合意によって決定するものとされた。frey政権期全体では接收農地1406件・約300万ヘクタールから910のアセンタミエントが組織され、受益世帯数は2万1290戸であった。このうち4分の1程度の世帯が育成期間を終えて土地の所有権を獲得し、それらは協同組合形式での所有であった。この過程で98の協同組合が誕生した。組合形式が採用された背景としては、接收農地は一般に生産性が低く資本装備も貧弱であり、新たに生まれた農家はその生産活動を軌道に乗せるためには多額の投資が必要とされたため、支援効率化の観点からCORAが組合形式を選好したこと、また改革の受益者層を政党の支持基盤として組織的に捕捉するという政治的意図も介在したことなどが指摘されている[Bellsario, 2007a, 11-12]。なお、最終的に分配された(所有権を付与された)農地の分割・譲渡・貸借は原則として禁止された。

2. 農地改革第2期 (1970~73年)

その後、選挙により誕生した社会主義政権として世界的関心を集めたアジェンデ (Salvador Allende) 政権 (1970~73年) 下では改革は急進化し、上限以下の規模の農地や生産性の高い農地も接收対象となった。そうした接收はしばしば農地改革法の範囲外で行われ、農村部では活発な政治的動員の対象となった農民層による土地占拠も頻発した。アジェンデ政権3年間での農地の接收は4403件・600万ヘクタールに達し、これはfrey政権の6年間での接收件数をはるかに上回った。frey政権下では受益対象に含まれなかった未婚の定住労働者や非定住労働者といった層も取り込み、受益世帯数は5万5279戸にまで拡大した。

アジェンデ政権下では、アセンタミエントに加えて、農地改革センター (Centro de la Reforma Agraria: CERA) や農民委員会 (Comité Campesino) といった共同経営体が新たに組織された。CERAには定住労働者以外の者も参加することができ、そこでは複数の接收農地を統合した大規模農場の創設が目指された。農民委員会は、受益者がアセンタミエントとCERAのどちらの方式を採用するかを決定するまでの間の暫定的組織として作られた。また、同政権下では生産センター (Centro de Producción: CEPRO) という大規模な国営農場も作られた。同政権末の時点で、296のCERAと1487の農民委員会およ

び75のCEPROが存在した[Bellsario 2007b, 154]。

これらの新しい経営体の創設に見られるように、社会主義体制の下での経済運営を目指したアジェンデ政権は、大規模な国营農場での計画生産を優先したため、農民への土地所有権の付与には消極的であった。同政権下での受益世帯のうち所有権を獲得したのはわずか8パーセントにあたる4152世帯のみで、それらは93の協同組合を組織した。

最終的に、frey、アジェンデ両政権下ではチリ全土の灌漑農地の半分以上、非灌漑農地の4割近く（いずれも面積ベース）が接收対象となり、その総量は5809件・1000万ヘクタールあまりに達した。改革部門は7万6569世帯から成り、その総人数は34万人超に及んでいる[GIA 1979, 28-9]。しかしながら、このうち1973年9月までに農地の所有権を獲得したのは207件の接收農地から形成された191の組合に所属する9669世帯のみ、面積にして100万ヘクタール程度であった。これは改革部門に割り当てられた面積・受益世帯数のおよそ1割程度にとどまっており、アジェンデ政権末の時点で接收農地の大部分がCORAによる所有のままであったことを意味する。

3. ピノチェト政権下での農地・農業政策（1973～80年）

1973年9月のクーデタにより誕生したピノチェト（Augusto Pinochet）軍事政権（1973～90年）は、既存研究においてしばしば「反農地改革（counter-reform）」と称される一連の農地分配政策を実施した。

(1) 接收農地の再分配

表1 農地改革により接收された農地の軍政下での分配(1973~80年)

	農地件数	農地面積			
		(ha)	(%)	(HRB)	(%)
接收農地合計	5,809	9,965,869	100.0	895,752	100.0
1. 旧所有者への返還	3,912	3,182,225	33.1	258,990	29.7
a) 接收の撤回(全農地の返還)	1,736	2,469,954	25.7	148,285	17.0
b) 部分的返還	2,176	712,271	7.4	110,705	12.7
2. 農民層への分配	54,564	3,946,106	41.1	508,073	58.2
a) 協同組合農地の分配	6,830	1,087,144	11.3	95,865	11.0
b) 家族農業単位(UAF)での分配	37,405	2,035,870	21.2	372,291	42.7
c) 住居地	7,685	9,879	0.1	479	0.1
d) 直接的売却(DL 2247)	2,114	803,891	8.4	38,986	4.5
e) 法的取引	530	9,322	0.1	452	0.1
3. 競売	1,082	1,560,452	16.2	65,127	7.5
a) 非灌漑農地(DL 2247)	169	745,159	7.8	31,100	3.6
b) CORA所有地	913	815,293	8.5	34,027	3.9
4. 公的機関への移転・譲渡	158	869,221	9.0	36,278	4.2
a) 軍	45	327,932	3.4	13,687	1.6
b) CONAF	106	364,347	3.8	15,206	1.7
c) CORFO	7	107,915	1.1	4,504	0.5
d) その他	n/d	69,027	0.7	2,881	0.3
5. 1989年時点で未分配の農地	n/d	50,000	0.5	2,087	0.2
合計	59,716	9,608,004	100.0	872,642	100.0

(出所) Bellsario [2007a, 19]より筆者作成。

(注) 接收農地の合計と分配農地の合計が一致していないのは、測定の精度の違いによる(原著者による注記)。

表1は前2政権により接收された農地が軍事政権の下で改めてどのように分配されたのかを示したものである。軍事政権発足時点でその大部分がCORAsの支配下にあった接收農地は、およそ3割が旧地主に返還され、4割は改革の受益者層を含む農民層に分配された。その上で、残りは競売にかけられるか他の政府機関へ譲渡された。

CORAの資料室に保管されている農地改革記録原票を詳細に分析したベルサリオ[Bellsario 2007a; 2007b]によれば、旧地主へ返還された農地の多くはアジェンデ政権期に非合法的に接收されたもので、規模や生産性の上で本来接收対象とはならなかったはずの農地が大半を占めていた。また、接收農地の中には接收の是非をめぐって法的に係争中であつたものも少なくなく、そういった農地も大半は旧地主に返還された。返還された農地にいたアセンタドらはその後の農地分配プロジェクトへの応募資格を認められず、改革部門から排除されることとなった。

農民層への土地の分配形態としてもっとも多くを占めたのは、家族農業単位(Unidad Agrícola Familiar: UAF)と呼ばれる約10HRBの小区画の農地(parcela)の個別農家への分配であつた。この農地の分配を受けた農家はパルセレロ(parcelero)と呼ばれる。既に協同組合による所有権が確定していた農地に関しては、同じく10HRB程度の農地に分

割し組合内の個別農家へ分配するとともに、組合は解消された。軍事政権発足時点で存在していた協同組合には 9669 戸の受益世帯が含まれていたが、最終的に農地を獲得したのはこのうちおよそ 3 分の 2 の世帯にとどまった。

UAF の分配プロジェクトには、接収農地内での労働経験を有する全ての者が応募することができた。応募資格として他に求められたのは、①チリ国民であること②18 歳以上であること③3 年以上の就農経験を有すること④分配農地を超える規模の農地を所有していないこと⑤既婚の世帯主であること⑥重罪判決を受けていないこと⑧土地の不法占拠に関わっていないこと等である。したがって、アセンタドだけではなく大規模農場の雇用経営者や経理担当者などにも応募が認められた。一方で、CERA 等の農民組織の構成員だった者には応募が認められず、それらの組織に取り込まれていた未婚の定住労働者や非定住労働者だった農民は受益者資格を失することとなり、その多くが失業者となった。こうした決定の背景に、アジェンダ政権下で動員と組織化の対象となった農民層の解体という政治的意図があったことは言うまでもない。

また、生産性の低さなどから独立した小規模家族農の生計を維持するには向かないとして UAF の分配が行われなかった非灌漑農地では、希望する農民層への直接的な土地売却が行われた。ただし、購入のためには CORA に対する負債全額の返済をはじめ厳しい金融条件が課されたため、非灌漑農地における定住労働者ならびに非定住労働者の多くはそうした条件を満たすことができなかった。売却されずに残った農地は競売にかけられた。

CORA から土地の譲渡を受けた政府機関の中では、森林公社 (Corporación Nacional Forestal: CONAF) と産業開発公社 (Corporación Nacional de Fomento de Producción: CORFO) が後々のアグリビジネスの発達との関連において特筆に値する。前出のベルサリオによれば、この時期それらの機関に譲渡された土地の多くは林地であり、その大半が後に民間に払い下げられたことが確認されている [Bellsario 2007a, 22-23]。国有林地の払い下げは国営のパルプ工場の払い下げとほぼ同時に行われ、大企業への土地集中がもたらされた [北野 2007, 207]。

農地の分配がほぼ完了した 1978 年に CORA は解体され、時限的に設置された農業正常化局 (Oficina de Normalización Agrícola: ODENA) が残務を引き継いだ後、翌年それらの機関の職務権限全ては農業省農牧畜庁 (Servicio Agrícola y Ganadero: SAG) に引き継がれた。

(2) 土地所有権の保障と土地取引の自由化

軍政下では土地分配と並行して土地所有と取引に関する様々な法令が公布された (表 2 参照)。その柱は 2 つある。すなわち、①接収リスクの除去による土地所有権の保障と②土地取引の自由化である。

表2 軍政下での土地制度改革

公布年月日	法律・法令番号	内容
1973年 12月17日	DL208	40HRB以下の農地が接收対象とならないことを保障。
1974年 3月23日	DL379	法施行から15日以内にCORAが土地分配プロジェクトへの応募者を選定することを規定。
10月28日	DL701	林業振興法：林業適地を農地改革の接收対象から除外。
11月6日	DL724	DL208の補完として、80HRB以下の農地が接收対象とならないことを保障。
11月16日	DL752	分割後の面積が20HRB以上であることを条件に農地の分割を許可。
1975年 4月24日	DL993	農地の貸借・分益小作・その他の第三者による農地利用に関する規制の緩和。
8月2日	DL1107	農業協同企業（Sociedad de Cooperación Agrícola）の創設。
8月6日	DL1125	接收農地の地主への補償措置に関する改定。
12月1日	DL1272	農地改革により創設された協同組合の解体許可。
1976年 11月25日	DL1600	農地改革法下で分配された農地の譲渡の解禁。
1978年 6月19日	DL2247	非灌漑農地の農民への直接売却と購入希望者不在の場合の競売措置についての決定。
12月12日	DL2405	CORAの廃止とODENAの時限的設置。
1979年 4月3日	DL2565	林業振興法の修正。
12月19日	DL2974	小規模企業農への特別融資条件の設定。
12月21日	DL3053	CORAの保有資産等処分規定。
1980年 4月24日	DL3262	農業植民金庫・CORA・ODENA・SAGによって分配された農地の譲渡の自由化。
12月1日	DL3516	分割後の農地面積の下限を0.5ヘクタールに引き下げ、農地分割を自由化。
1981年 8月28日	Ley18027	農業協同企業の廃止。
10月29日	DFL1122	水利権法（Código de Aguas）の制定。水利権と土地所有権を分離し、水利権取引を自由化。
1982年 4月16日	Ley18113	分配農地の貸借・第三者利用の禁止条項の削除、分配農地の所有者の就農義務規定を削除。
1984年 12月27日	Ley18377	水利権法の改正、分配農地の債務残高の清算方法についての規定。
1987年 9月30日	Ley18658	分配農地の債務残高の清算方法についての規定。
1989年 1月7日	DL18755	農地改革法、DL1600の廃止。

（出所）チリ国会図書館法律検索データベース（<http://www.leychile.cl/>）より筆者作成。

（注）法令（DL, Decreto Ley）：軍政下で議会の審議・承認なしに公布された法律（Ley）と同等の効力を有する命令。

土地所有権の保障は、政権発足後の早い段階で行われた。アジェンデ政権期で急進化した農地接收の「正常化」を早期に実現すべく、まず 40HRB以下の農地の接收対象からの

除外が明確に規定され、続いて 80HRB以下の農地に関しても同様の措置が取られた⁶。また、林業振興法（法令 701 号 1974 年 10 月 28 日公布）によって、林業適地に指定された土地も農地改革法の適用外となり接收対象から除外された。法令 724 号（1974 年 11 月 6 日公布）前文は、農業部門に投資を呼び込むためには土地所有者に対する権利の保障が必要であると言明しており、その意図が明確に示されている。

土地取引の自由化は 1974 年以降段階的に進められ、接收農地の分配が完了し CORA が解体された後、1980 年にはほぼ完全に自由化された。先に述べた通り、農地改革法の規定では、分配された農地の分割・譲渡・貸借は原則として禁止されており、接收対象規模の農地の分割も規制されていた。軍政下では、非合法的な農地取引が当初黙認され [Jarvis 1992, 190]、その後の法改正によって合法化されていくこととなった。土地の分割については、分割後も引き続き農用地として利用することを条件にまず 20HRB以上の農地への分割が行政の事前許可なしで可能となり、その後面積下限が 0.5 ヘクタール⁷に引き下げられ実質的な自由化に至った。分配農地の譲渡は CORA への土地代金の返済期間終了後に限って許可されていたが、1976 年の法改正により譲渡先への返済義務の移転が可能となったことで実質的に解禁された。農地の貸借・分益小作等については、それまで 10 年間の賃借の最低契約期間を定めていた法が廃止され規制緩和が図られるとともに、1989 年には分配農地の貸借に関する規制が完全に撤廃された。

(3) 軍政期の制度改革のねらい

以上のように、フレイ政権下で制定された農地改革法の再解釈とその適用および部分的改正を通し、政権発足後およそ 10 年間で農地の分配と取引に関する諸制度がほぼ整備され、今日まで続くチリの農地市場誕生の道が開かれた。最終的に 1967 年制定の農地改革法の下で新たに所有権が確定した農地は約 6 万 5000 件に達し、これが農地市場の物理的基礎を成した [Echenique 2012, 147; Gómez and Echenique 1991, 93]。なお、同法は最終的に 1989 年に廃止された。

軍事政権下での一連の政策の意図は、土地の所有権を確定させた上で土地所有の流動性を高め、より競争力のある生産者への土地の集積を促すことにあり、それによって効率的で生産性の高い近代的な農業を創出することにあつたと言える。このことは公布された法令の前文においてしばしば明示的に示されており、以下のような条文はその例である。

1. 農業発展は政府の優先的関心事項である。
2. 現時点での土地市場は限定的なものである。
3. 土地の市場取引の制限要因のひとつは、農地分割に適用されている法制度にある。

(法令 752 号 1975 年 11 月 16 日公布)

・農地の特性に鑑み、農業部門への資本および企業的能力の流入を可能とするよう、農地の賃借・分益小作およびその他の第三者による農地利用に関する規定は十分に柔軟である必要がある。

・上記は農業が国の経済的・社会的発展に効率的に寄与できる活動へと変化するための必要条件である。

・この件に関する現行法は過度に制限的であり、したがって不都合なものである。

(法令933号1975年4月24日公布)

・農地改革下で形成された協同組合の組織は、一般に農地改革プロセスの目的の適切な達成において非効率なものとなった。

(法令 1271 号 1975 年 12 月 1 日公布)

・CORAによって接收された農地は、基本的に、農家としての責任を引き受けるための要件を達成することが証明され、かつ国の農業生産力のより有効な活用を保障する農業労働者に与えられるものである。

・上記の目的を達成するためには、それらの農地がそれを不法に占拠したもの、ないし不法な占拠を先導したものに与えられることを回避する必要がある。

・農地の生産力を向上させるための投資を促進することが政府の目的である。

・分配農地の譲渡に関する規定を定めることは全く適切なことである。

(法令 1600 号 1976 年 11 月 25 日公布)

2. CORA はいまだ接收農地を保有しているが、それらはその特殊な条件により、生産・労働の源としてより有効に活用できるものへの移転を可能とする法規定の公布を必要としている。

3. 前項の土地の適切な処分は、それらの農地で就労していたアセンタドらが標準的な効率性の下で国家への依存なしに農地を利用するに十分な経済的・企業的能力を獲得した際には、彼らに対して農地所有へのアクセスを可能とするよう、またそうでない場合には彼らの労働・生存・技能形成におけるニーズに対応がなされるよう、彼らの状況を考慮したものとなるべきである。

4. 農牧畜活動の回復と発展のプロセスを加速化させるための方策において、土地所有権を安定させることが必要であり、そのようにして農業部門および国の社会経済発展に必要な投資および新技術の導入が促進される。

(法令 2247 号 1978 年 6 月 19 日公布)

より競争力のある生産者への土地の集積とはつまり、「非効率な」改革部門から生産・経営能力の高い新しい農業の担い手へと土地が移転されることを意味した。フレイ政権下では資本主義経済を前提とした農業発展のために、アジェンデ政権下では社会主義体制確立のためという違いはあったものの、両政権ともに土地の再分配によって誕生した小規模農家を国家主導で集团的に育成することで農業の後進性打破と経済格差の解消を目指すという点では共通していた。これに対し軍事政権では生産能力の低い農家の退出と非組織化

が企図され、それは「内向き」や「大きな政府」という言葉で語られる輸入代替工業化戦略から「外向き」で市場経済を重視する新自由主義へと経済運営の方向性が大きく転換したと軌を一にするものであった。そこに当時の政治的・イデオロギー的意図も反映されていたことは改めて指摘するまでもない。軍政下では、新しい農業の担い手として、農家・企業の別やチリ国籍の有無が問われることはなかった⁸。

その結果、Gómez and Echenique [1991, 96-97]によると、農地の分配を受けた農民の約4割が1980年代初頭までに農地を売却した。それらの農民がもっぱら栽培していた伝統的な基礎穀物は国内需要の低下と輸入との競合により十分な利益をあげることが難しく、一方で輸出向けの果樹栽培や林地に適した土地の価格は急上昇したため、「経済的に絞り上げられる一方で土地価格が高騰した」[Jarvis 1992, 190]ことにより、多くの農民は分配農地の売却に走ったのである。このことに加え、先に述べたような政府による接收農地の競売や国有地の払い下げによって農地の供給が著しく拡大し、これが農産物輸出の拡大とともに農地市場の活性化をもたらした。表3は1980年代後半にかけての農地価格がどれだけ上昇したかを示している。未植樹の灌漑農地の上昇が特に顕著である。

表3 農地価格の推移 1953～87年

(単位：USドル/ha)

	北部・中部 (コキンボ県～クリコ県)			中南部 (タルカ県～ビオビオ県)		
	灌漑農地 (果樹園)	灌漑農地 (未植樹)	非灌漑農地	灌漑農地 (果樹園)	灌漑農地 (未植樹)	非灌漑農地
1953-58	3,655	718	72	2,012	368	86
1965-70	2,843	558	56	1,396	255	59
1974-78	6,537	2,184	129	3,193	583	136
1978	8,157	1,602	161	4,344	794	185
1987	10,500	3,300	250	7,300	1,650	300

(出所) Gómez and Echenique [1991, 99]より筆者作成。

(注) 表内に記載の県名は1974年までの行政区分による(原表ママ)。旧コキンボ県～クリコ県は現コキンボ州～マウレ州クリコ県、旧タルカ県～ビオビオ県は現マウレ州タルカ県～ビオビオ州ビオビオ県にそれぞれ相当する。地方行政区分再編に伴う自治体名称の変更については付録の新旧名称対照表を参照。

(4) 現在のチリ農業の担い手

こうした一連の制度改革を経て、チリの農業の担い手の構成は大きく変化した。この時期の農村部の生産構造の変化について分析している複数の研究から、現在のチリ農業の担い手は以下のようにまとめることができる[Gómez and Echenique 1991; ODEPA 2000; Bellsario 2007b; Echenique 2012]。

①近代的農業企業

企業グループの支配する産業複合体や、農地改革を生き残った地主層および新規参入

の企業家層によって構成される農業企業から成る。これらの農業企業は国際市場との結び付きも強く、チリの現代アグリビジネスの発達を代表するセクターを形成していると言える。表4は、輸出額の大きい主要なアグリビジネス企業をまとめたものである。事業分野別の傾向としては、林業や食肉、飲料企業等では産業複合体の形成が進んでおり、産業の寡占化が著しく垂直統合の度合いも高い。林業のCMPCグループやアラウコ・グループなど事業規模の大きい企業体が多く、企業ランキングでも上位を占めている。一方果物やワイン生産、および南部での比較的利益率の高い酪農等を営む企業間では、林業等と比較して寡占構造が緩やかであり、クラスター型の産業構造が見られる。また果物においては契約栽培による生産も多い。いずれの場合も外国資本の参入は制限されておらず、例えば1980年代の果物輸出においてはドールやチキータといった多国籍アグリビジネスのプレゼンスが大きかった。しかしながら現在ではそのシェアが低下しており、チリ資本の企業も躍進している。ワイン生産等ではチリ資本と外資とのジョイント・ベンチャーが多く誕生している他、様々な事業分野においてチリ資本の企業が近隣のラテンアメリカ諸国へ進出する事例も増加しており、チリ企業の多国籍企業化も進んでいる。

②伝統的農業企業

国内市場向けの穀類・豆類・イモ類・牛肉などを生産する農業企業。輸出向けの果樹栽培等には適さない条件の農地で生産活動を営んでいる。林地への転換や①の企業への農地売却が進んでいる。

③小規模家族農

農地改革とその後の農地分配の過程で形成された自営農。農地規模12HRB以下というのが政府による小農支援策の基準となっている。技術力・資金力・経営能力の不足により、ベリー類など一部の作物を除き輸出向け農産物の生産拡大過程には十分参入できていない。

④農業労働者

賃金労働者として、輸出農業における季節労働等に従事する。一連の制度改革とその後の農地売却の活発化の過程において多くの土地なし農民が生み出され、それが輸出農業への重要な労働力の供給源となった。また、特に輸出向け果実の選別等において女性労働力の利用が拡大しており、そうした人々の就労条件の改善等は女性省をはじめ政府の重要な政策課題のひとつとなっている。

表4 アグリビジネス企業の輸出高ランキング上位30社(2012年)

アグリビジネス企業内順位	全企業内順位	全企業内売上高順位	企業名	事業分野	国籍	売上額 (US100万 ドル)	輸出額 (US100万 ドル)	輸出割合 (%)
1	7	17	ARAUCO	製紙・パルプ・ 木材	チリ	4,374	1,733	40
2	13	67	CMPC CELULOSA	パルプ	チリ	1,316	1,177	89
3	14	13	EMPRESAS CMPC	製紙・パルプ・ 木材	チリ	4,797	1,177	25
4	24	121	ASERRADEROS ARAUCO	木材	チリ	573	457	80
5	25	116	PANELES ARAUCO	木材加工品	チリ	605	447	74
6	29	191	CARTULINAS CMPC	ダンボール	チリ	344	344	100
7	30	97	VIÑA CONCHA Y TORO	飲料(ワイン)	チリ	811	291	36
8	31	217	CMPC MADERAS	木材	チリ	274	274	100
9	41	90	NESTLÉ CHILE	食品	スイス	894	209	23
10	42	281	DOLE CHILE	果物	米国	188	188	100
11	43	87	EMPRESAS CAROZZI	食品	チリ	920	187	20
12	45	70	MASISA	木材・家具	チリ	1,251	171	14
13	46	303	MONSANTO CHILE	農薬・種子	米国	166	166	100
14	47	305	COCA-COLA DE CHILE	飲料	米国	164	164	100
15	56	332	RÍO BLANCO	果物	チリ	142	142	100
16	58	341	SUBSOLE	果物	チリ	137	137	100
17	63	267	CÓRPORA TRESMONTES	食品	チリ	207	127	62
18	65	175	BRITISH AMERICAN TOBACCO CHILE	タバコ	英国	376	122	32
19	70	384	PUNTA DE LOBOS	塩	チリ	114	114	100
20	71	387	COPEFRUT	果物	チリ	110	110	100
21	72	392	DAVID DEL CURTO	果物	チリ	107	107	100
22	76	226	VIÑA SAN PEDRO TARAPACÁ	飲料(ワイン)	チリ	265	98	37
23	77	401	VIÑA CONO SUR	飲料(ワイン)	チリ	97	97	100
24	82	424	FRUSAN	果物	チリ	87	87	100
25	83	426	FORESTAL COMACO	木材	チリ	85	85	100
26	84	427	PROPAL	果物	チリ	85	85	100
27	85	438	COMSA	木材	チリ	81	81	100
28	89	451	DEL MONTE FRESH CHILE	果物	米国	76	76	100
29	90	453	ORAFITI CHILE	人口甘味料	ドイツ	76	76	100
30	92	468	ASTILLAS EXPORTACIONES	木材	日本	70	70	100

(出所) AméricaEconomía誌ウェブサイト(<http://rankings.americaeconomia.com/>)および各社ホームページより筆者作成。

(注) 輸出企業ランキングより、林業・アグロインダストリー・食品企業を抜粋。

III チリの土地所有構造とその地域別・産業別特徴—農業センサスデータの分析

以上述べてきたようなチリの農地制度改革の経緯を踏まえ、本節では、入手可能な農業センサスデータを用いてチリの農地所有および農地利用の実態について整理する。まず、農地改革がスタートした1960年代以降の農地所有構造について全般的な傾向を把握した上で、現行の土地制度が確立した後の状況をより詳細に把握するため、最新のセンサスデータを用いてチリ国内における地域別の土地所有状況の特色について検討する。

1. 農地所有構造の概要

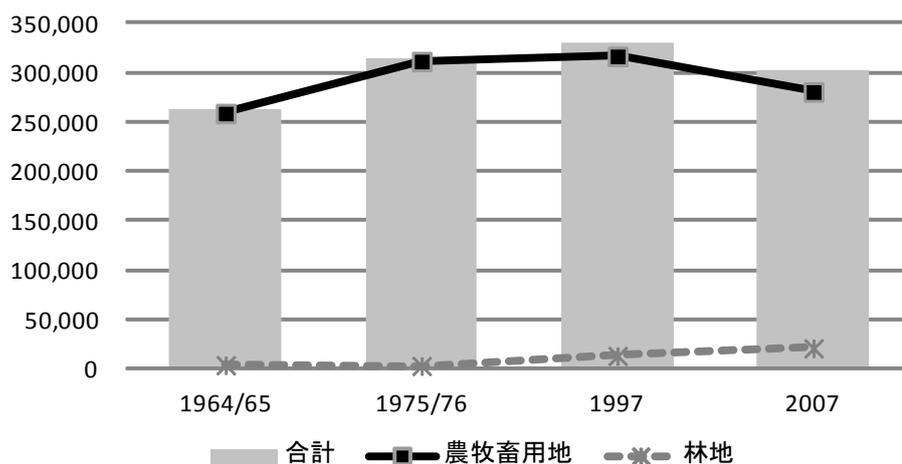
チリの農業センサスはほぼ10年ごとに実施されているが、軍政下の1980年代には実施されていないため、1960年代以降現在までに実施されたセンサスは1964/65年・75/76年・

97年・2007年の計4回となっている。農産物輸出ブームをはじめ農業部門の生産構造に大きな変化のあった80年代のセンサスが欠けていることは極めて残念なことであるが、そのことを踏まえた上で、以下、現在入手可能な4回分のセンサスデータを比較しながらチリの土地所有構造の変化を確認していくこととしたい。

(1) 農地数・農地面積

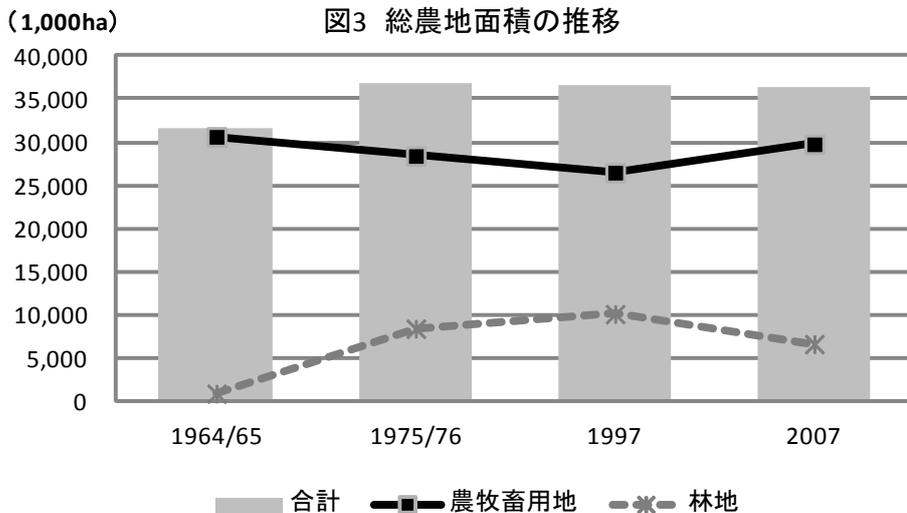
農地数は1964/65年から1997年の約30年間で26パーセント増加したが、その後の10年間では減少に転じ、2007年現在30万1269件となっている。チリの農業センサスでは農牧畜用地と林地とがそれぞれ分けて集計されており、それによると農牧畜用地の件数は農地数全体とほぼ同様の傾向で推移している。1997年から2007年にかけて林地件数が増加しているのは、林地のセンサス対象が1ヘクタール以上から0.5ヘクタール以上へと拡大されたためと考えられる。

図2 総農地数の推移



(出所) Dirección de Estadística y Censos [1964/65]、INE [1975/76; 1997; 2007]より筆者作成。

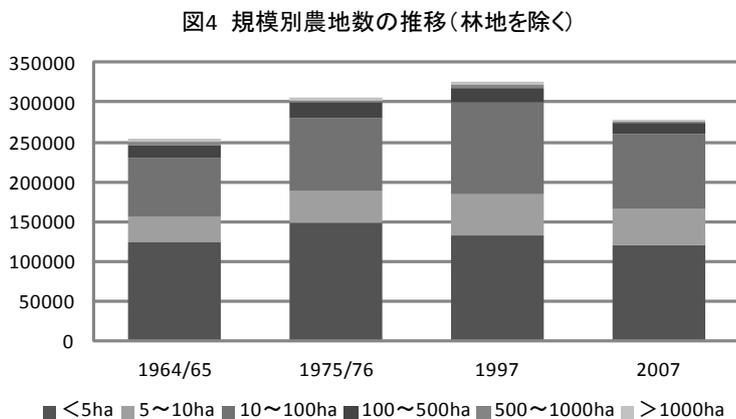
一方農地面積は1964/65年から1975/76年にかけて拡大して以降、緩やかな減少傾向にあるように見える。1964/65～75/76年の面積増加は林地の増加によるもので、チリにおける林業の成長拡大と期を同じくしている。ここ10年では林地は減少しており、それと並行して農牧畜用地の面積が拡大していることから、転用が進んだことが伺える。2007年現在の農地の総面積は3644万ヘクタールとなっている。



(出所) Dirección de Estadística y Censos [1964/65]、INE [1975/76; 1997; 2007]より筆者作成。

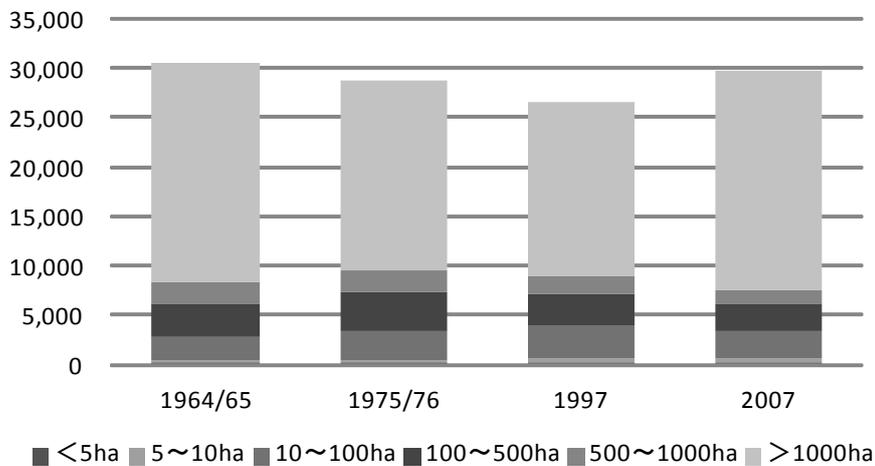
農地数と農場面積の変化率を比べると、農地改革が行われた 1964/65～75/76 年の間、農地数が 19 パーセントに対し農地面積は 17 パーセントとなっており、全体として土地所有の分散が進んだ。1975/76～97 年では農地数が 4.5 パーセント、農地面積がマイナス 0.6 パーセントとなっており、前期間と同様の傾向が指摘できる。一方 1997～2007 年の 10 年間では、農地数マイナス 8.6 パーセント・農地面積マイナス 0.5 パーセントと農地数の方が減少の度合いが大きく、農地の再集中が生じたと考えられる。次に、これを農地の規模別のシェアを見ることで確認する。

(2) 農地の規模と分配状況



(出所) Dirección de Estadística y Censos [1964/65]、INE [1975/76; 1997; 2007]より筆者作成。

1000ha 図5 規模別農地面積の推移(林地を除く)



(出所) Dirección de Estadística y Censos [1964/65]、INE [1975/76; 1997; 2007]より筆者作成。

農地改革の前後を比べると、500ヘクタール以上の大規模農地が数・面積ともにシェアを低下させた一方、同じく数・面積ともに最も伸び率が高かったのは10~100ヘクタールの中規模農地であった(農地数23パーセント・農地面積22パーセント)。1975/76~97年にかけても、やはり10~100ヘクタール規模の農地が最もシェアを拡大しており、次いで5~10ヘクタールの小規模農地が伸びている。その後2007年にかけては10ヘクタール以下の小規模農地が数の上でのシェアを拡大する一方、面積の上では1000ヘクタール以上の農地のみが顕著な伸びを見せている。分散から再集中へという前項で見た傾向は概ね裏付けられたと言える。

全期間を通して、農地数の半数以上を占める10ヘクタール以下の農地の面積は全体の2パーセント程度に留まり、一方で数の上では2パーセントの大規模農地に農地面積のおよそ8割が集中するという土地所有の両極構造は大きくは変化していないように見える⁹。その上、2007年のセンサスでは2000ヘクタール以上の農地が面積の上でおよそ70パーセントを占めるに至るなど、極端な土地所有の集中が一層進んでいる印象を与える。

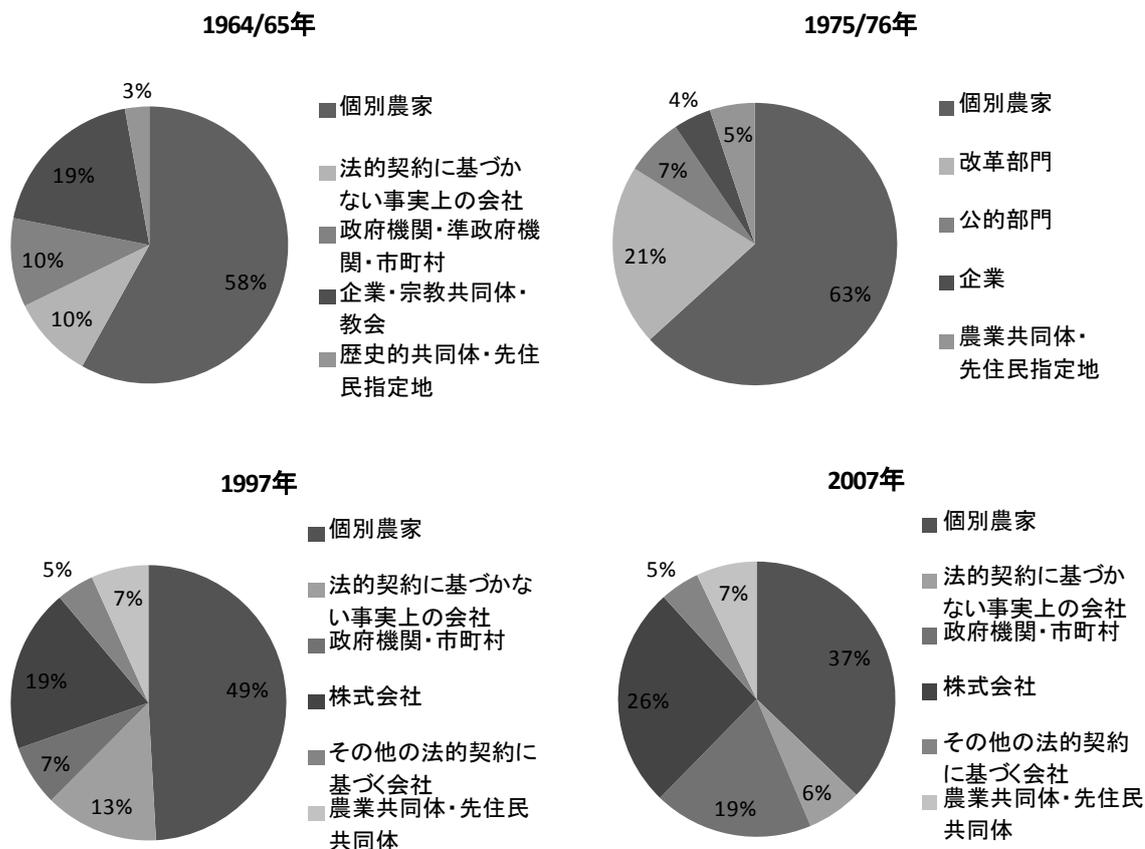
ただし、2000ヘクタールを超えるような大規模農地の多くは極めて生産性の低い僻地にあるか、生産活動の行われていない国有地であるため、数値の見かけ程社会経済的な重要性はないと指摘する研究もある[Echenique 2012, 153]。この点については地域別の特色の項で再考する。また、上に見たような表面的な両極構造の存続は、伝統的なラティフンディオの残存・復活を意味するものではないという点にも留意する必要があるだろう。軍政下での制度改革の意図は自由な市場の下で効率的で競争力のある農業を創出することであり、その担い手像が旧来型の大地主ではないことは既に述べた通りである。では次に、こ

の点が農地の経営形態にどう反映されているのかを見てみたい。

(3) 農地の経営形態

農業生産者の法的身分による分類は、分類名とそれに含まれ得る経営形態がセンサスごとに異なっているため単純比較はできないが、分類名それ自体に農業の担い手の変化が表れていると見ることも可能である。

図6 農業生産者の法的身分(農地面積ベース)



(出所) Dirección de Estadística y Censos [1964/65]、INE [1975/76; 1997; 2007]より筆者作成。

農地改革前の1964/65年時点では農地面積の58パーセントが個別農家（productor individual）によって経営されており、これに企業・教会の19パーセントが続く。農地改革により接収された農地の分配と所有権の確定が完了していなかった1975/76年のセンサスでは、個別農家と改革部門が合わせて農地全体の85パーセントを占めた。1997年以降は法人分類として株式会社・有限会社が登場する。同年から2007年の間に、個別農家を含む自然人の占める割合が減少し、株式会社・有限会社と政府機関がそれぞれシェアを伸

ばした。農業生産者における法人格保有者の割合が増加しており、企業的農業が拡大してきた様子が伺える。2007年時点では株式会社・有限会社による農業生産が全農地面積の約4分の1を占めている。

以上をまとめると、チリの農地所有構造は1960年代から1990年代にかけて劇的な制度変化を経験する中で一定程度の分散が進み、それが2000年代には再び集中の傾向を強めている。生産者の多くは小規模であるが面積の上でのシェアは小さく、二重構造は解消されていない。一方で、生産の担い手は大きな変化を見せており、特に企業による農業参入が顕著である。

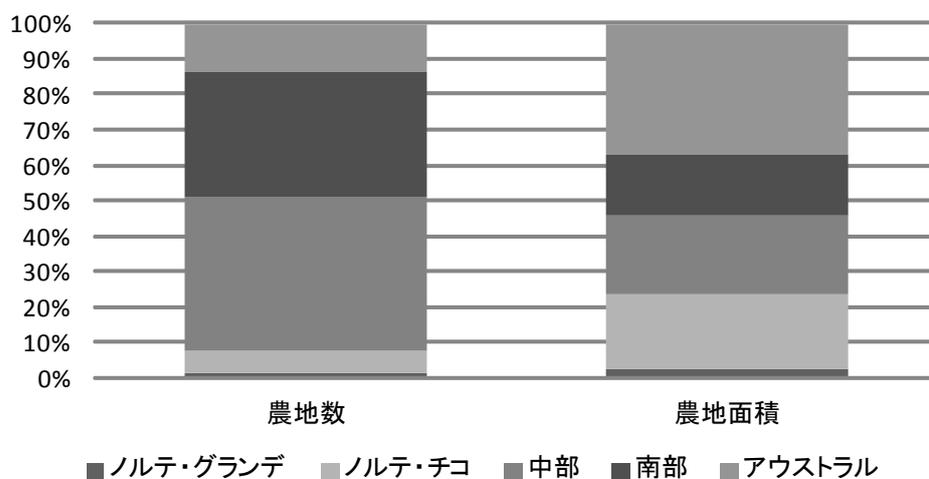
2. 地域別の土地所有構造の特色

では、以上のマクロな文脈を念頭に置きつつ、次にチリ国内の地域別の状況を見ることとしたい。

チリは南北約4000キロメートルにも達する細長い国土を有しており、北部の砂漠地帯から地中海性気候に恵まれた中央部の肥沃な農業地帯、雨量の多い南部の森林地帯、更に南部の寒冷なパタゴニア地方に至るまで自然条件も多様性に富んでいる。それを反映して、営まれる農業にも地域ごとに特色がある。そこで本稿では、北から順に①ノルテ・グランデ (Norte Grande) ②ノルテ・チコ (Norte Chico) ③中部 (Zona Central) ④南部 (Zona Sur) ⑤アウストラル (Zona Austral) の5地域¹⁰に分けて、土地所有状況を整理していくこととしたい。

(1) 各地域における農地の規模と分配状況

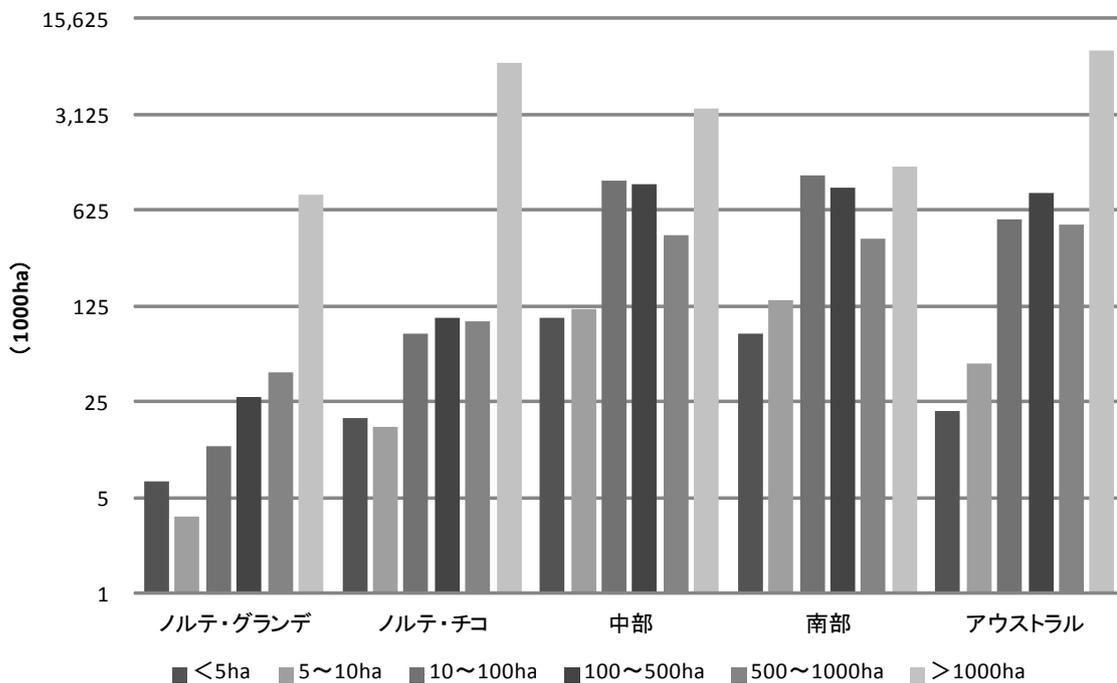
図7 地域別農地数・農地面積のシェア(2007年)



(出所) INE [2007]より筆者作成。

数の上では、歴史的に肥沃な産地として様々な農業が営まれてきた中部、および林地としての開発が進む一方で小規模農家も多く抱える南部が圧倒的なシェアを占めている。一
方面積の上では、自然条件が厳しく土地生産性の低いアウストラル地域のシェアが 37 パーセントと大きい。同地域の農地数におけるシェアは 14 パーセントであり、平均農地面積が大きいことが分かる。実際 2000 ヘクタール以上の大規模農地の 30 パーセント以上は同地域に集中しており、このことは 2000 ヘクタールを超えるような大規模農地の多くは僻地に立地しているとした Echenique [2012, 153]の指摘を裏付けている。アグリビジネスの発達との関連では、ノルテ・チコの平均農地面積が大きいことが注目になる。ノルテ・チコの特には北部は 1980 年代以降の農産物輸出拡大とともに果樹栽培地としての開発が進んだ地域で、北米市場向けの早期出荷ブドウの中心産地として知られている。乾燥した気候のため輸出向けの農業では点滴灌漑の導入が主流となっており、利益率の高い農業を営むためには資本力が要求される地域でもある。図 8 は地域ごとの農地規模別の所有構造を示したものであるが、比較的分散した土地所有構造を有している中部・南部に対し、ノルテ・チコおよびアウストラル地域での土地所有の集中が顕著であることが分かる。なお、図 8 の縦軸は対数となっていることに留意されたい。

図8 地域別・規模別農地面積(2007年)※林地を除く



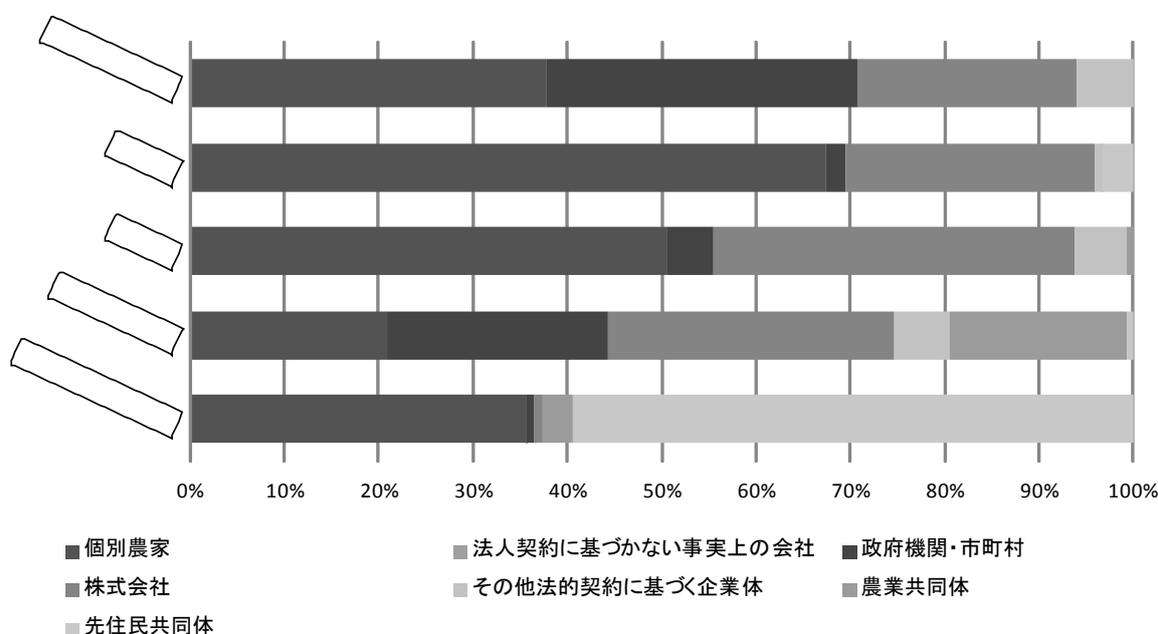
(出所) INE [2007]より筆者作成。

(2) 各地域における経営形態

続いて各地域における農地の経営形態を見ると、輸出向け農業が発達しているノルテ・

チコおよび中部で株式会社による農地経営のシェアが高い。実際、株式会社により経営されている農地のうち 55 パーセントが両地域に集中しており、企業的農業が卓越している地域であることが分かる。ノルテ・チコは経営形態が最も多角化している地域でもあり、様々なタイプの生産者が共存していることが興味深い。南部は個別農家のシェアが高いが、これは同地域の比較的集中度の低い土地所有構造と、輸出向け作物の栽培に適した農地が自然条件の面で限られており、企業的農業経営が他地域と比較して拡大していないことが考えられる。ただし、図9のデータには南部に多く分布する林地が含まれていないことには注意が必要である。ノルテ・グランデは先住民共同体の下にある農地の割合が高く、またアウストラル地域では公的部門によって運営されている土地が大きいことが特徴的である。

図9 地域別・農業生産者の法的身分(2007年)※林地を除く



(出所) INE [2007]より筆者作成。

以上を踏まえると、地域別特徴の全体像は以下のように捉えることができる。まず、農地としての利用価値があまり高くないノルテ・グランデおよびアウストラル地域は、先住民共同体や自然保護区といった土地利用がなされている地域であり、したがって、そこでの農地の分配構造もそれらの特殊性を反映したものとなっている。本研究会の関心事項であるアグリビジネスとの関連においては、輸出農業への特化と集中度の高い土地所有構造を有するノルテ・チコ、恵まれた自然条件と農業地域としての長い歴史を背景に農地規模・作物ともに多様な生産活動の展開と企業的農業の発達が見られる中部、林地の開発と小規模農家が併存する南部、という3つの地域的特徴を描くことが可能である。

おわりに

以上本稿では、チリの土地所有制度の成立過程を整理するとともに、チリの土地所有の現状について、農業センサスデータを使った分析を試みた。

チリの現行の土地所有制度は 1970 年代末までにはほぼ出来上がっており、その後土地所有構造の変革を伴うような大きな法改正や政策転換は行われていない。農地改革とその後農地分配のプロセスを通じて、チリでは生産性の高い近代的農業の構築が図られてきた。1960 年代の穏健な改革主義から 1970 年代初頭の社会主義へ、そして軍政下での新自由主義へと経済運営の方向性が大きく転換していく中、農地の分配と所有権の確定、および農地取引の自由化によって農地供給と流動性が拡大し、企業による農業参入への道を開くとともに、そういった新しい担い手への農地の集積が促された。そのようにして、それまでのチリの農村部で支配的であった伝統的な「ラティフンディオーミニフンディオ」構造は、近代的な輸出農業が牽引する新たな集中構造へと変貌を遂げた。現在のチリは、農地面積の 4 分の 1 が株式会社によって経営されるなど企業的農業が発達を見せる一方で、農業生産者の半数以上を占める小規模な家族農が存続の術を模索し続けているという農業構造を抱えている。

チリにおける輸出志向の強いアグリビジネスの発達は、こうした制度変革を土台に 1980 年代半ば以降飛躍的に拡大を見せてきた。次年度では、アグリビジネスの具体的事例を取り上げ、その生産構造に土地所有をはじめとする農業制度がいかに関与しているのかについて分析する予定である。その際、本稿後半で見たようなチリ国内の地域的特質に注目するとともに、例えば果樹栽培と林業等のチリを代表する輸出産業の構造の違いがどこに由来するのか、また同一産業内でも地域によって生産関係や投資戦略に違いが生まれているかどうかといった視点からの考察を試みたい。

文献リスト

〈日本語文献〉

- 石井章 2008. 『ラテンアメリカ農地改革論』 学術出版会.
- 北野浩一 2007. 「チリの紙・パルプ産業—一次産品加工工業型輸出企業の成長要因」 星野妙子編『ラテンアメリカ新一次産品輸出経済論—構造と戦略』 アジア経済研究所.
- 豊田隆 2001. 「チリにおける多国籍企業と農村開発」 豊田隆『アグリビジネスの国際開発—農産物貿易と多国籍企業』 農山漁村文化協会.
- 中西三紀 2007. 「グローバリゼーションとチリ農業」 中野一新・岡田知弘編『グローバリゼーションと世界の農業』 大月書店.
- 村瀬幸代 2004. 『チリ生鮮果物輸出産業の発展過程における中小農の位置づけ』 上智大学イベロアメリカ研究所.
- 2008. 「グローバル化時代における地域ブランド創出の試み—チリワイン産業の事例から」 谷洋之・リンダグローブ共編『トランスナショナル・ネットワークの形成と変容—生産・流通・消費』 上智大学出版.
- 2010. 「比較優位の活用から競争優位の創出へ—チリのワイン・クラスター」 田中祐二・小池洋一編『地域経済はよみがえるか—ラテン・アメリカの産業クラスターに学ぶ』 新評論.

〈外国語文献〉

- Barrientos, S., A. Bee, A. Matear and I. Vogel 1999. *Women and Agribusiness: Working Miracle in the Chilean Fruit Export Sector*. London: Macmillan.
- Bauer, C. 2003 “Activos líquidos: derechos de aguas, mercados de aguas y consecuencias para los mercados de tierras rurales.” En *Mercados de tierras agrícola en América Latina y el Caribe: una realidad incompleta*. ed. Pedro T., Santiago de Chile: CEPAL.
- Bellsario, A. 2006. “The Chilean Agrarian Transformation: The Pre-Agrarian Reform Period (1955-1964).” *Journal of Agrarian Change*, 6(2):167-204.
- 2007a. “The Chilean Agrarian Transformation: Agrarian Reform and Capitalist ‘Partial’ Counter-Agrarian Reform, 1964-1980. Part 1: Reformism, Socialism and Free-Market Neoliberalism.” *Journal of Agrarian Change*, 7(1) January: 1-34.
- 2007b. “The Chilean Agrarian Transformation: Agrarian Reform and Capitalist ‘Partial’ Counter-Agrarian Reform, 1964-1980. Part 2: CORA, Post-1980 Outcomes and the Emerging Agrarian Class Structure.” *Journal of*

- Agrarian Change*, 7(2) April: 145-182.
- Campos, J. and E. Polit 2011. “Nuevos enfoques para Chile Potencia Alimentaria y Forestal.” ODEPA (Oficina de Estudios y Políticas Agrarias), http://www.fao.org/fileadmin/user_upload/AGRO_Noticias/docs/PotenciaForestalAlimentariaChile.pdf.
- Carter, M., B. Barham and D. Mesbah 1996. “Agricultural Export Booms and the Rural Poor in Chile, Guatemala and Paraguay.” *Latin American Research Review*, 31(1).
- Cruz, M. E. 1983. *La tenencia de la Tierra en Chile: 1965-1978*. Santiago: GIA.
- Echenique, J. 2012 “El caso de Chile.” En *Dinámicas del mercado de la tierra en América Latina y el Caribe: concentración y extranjerización*. ed. F. Soto and Sergio Gómez. FAO (Food and Agriculture Organization of United Nations).
- Gomez, S. and J. Echenique 1991. *La agricultura chilena: las dos caras de la modernización*. Santiago de Chile: FLACSO.
- IV Censo nacional agropecuario. Año agrícola 1965*. Dirección de Estadística y Censos.
- V Censo nacional agropecuario 1976*. Instituto Nacional de Estadísticas.
- VI Censo nacional agropecuario, año 1997*. Instituto Nacional de Estadísticas.
- VII Censo nacional agropecuario, 2007*. Instituto Nacional de Estadísticas.
- Jarvis, L. 1992 “The Unravelling of the Agrarian Reform.” In *Development and Social Change in the Chilean Countryside: From the Pre-Land Reform Period to the Democratic Transition*. eds. C. Kay and P. Silva, Amsterdam: CEDLA.
- Murray, W. 2006. “Neo-feudalism in Latin America? Globalisation, Agribusiness, and Land Re-concentration in Chile.” *The Journal of Peasant Studies*, 33(4) October: 646-677.
- ODEPA (Oficina de Estudios y Políticas Agrarias) 2000. *Clasificación de las explotaciones agrícolas del VI Censo Agropecuario según tipo de productor y localización geográfica*. Santiago: ODEPA.
- Soto, F. and Sergio Gómez 2012. *Dinámicas del mercado de la tierra en América Latina y el Caribe: concentración y extranjerización*. FAO (Food and Agriculture Organization of United Nations).

¹ Campos and Polit [2011]。チリ食品業界ポータルサイトも参照：

<http://www.chilepotenciaalimentaria.cl/>

² GIA 研究員 María Elena Suvayke 氏インタビューより（2012年8月28日、サンティアゴ市内 GIA 事務所にて）。

³ 基礎灌漑面積（Hectárea de Riego Básico: HRB）とは、地域間での生産性格差が大きいチリの農地の特性を考慮し、実質的な経営土地面積を表すために導入された測量単位である。チリ中央部の生産性の高い灌漑農地を基準農地として、その他の地域の農地面積は基準農地と比較した生産性に応じて算出される。1964年農地改革法では「サンティアゴ近郊のマイポ地方における階級1の灌漑農地1ヘクタールと同等の生産能力を有する農地」を1HRBと定めており、地域ごとに気候・道路整備状況・消費市場からの距離・土壌の生産性等に基づいたHRB変換係数が設定されている。

⁴ 法律16615号（1967年1月20日公布）。

⁵ 法律16465号（1967年8月3日公布）。

⁶ 法令208号（1973年12月19日公布）・724号（1974年11月6日公布）。旧地主への接收農地の返還の根拠となった。

⁷ HRBではなく、ヘクタールであることに注意。

⁸ 外国資本による土地取得は、国境付近・海岸付近の土地について国防上の観点から制限される場合を除き特に規制されていない（法令1939号1977年11月10日公布）。1980年代末の全国紙によるインタビューで、時の農業相は「関心があるのは専門的能力や資金力があり土地を生産に活用することができる企業であるかということであり、それが外国籍であるかどうかは重要ではない」と答えている[Gómez and Echenique 1991, 100]。

⁹ 第2節1項の記述は、チリ中部を中心とした1960年代当時の主たる農業生産地域のみを集計したものであるため、チリ全土を集計対象とした本項の数字とは異なっている。

¹⁰ チリには現在15の州（Región）がある。各州は正式名称に加えて通常ローマ数字で表示される番号を有している（首都圏州/Región Metropolitanaには番号が無い場合しばしばR.M.と略記されるが、実質XIIIに相当）。本稿で設定している5地域に含まれる州はそれぞれ以下の通りである（*の州名は略称）。①ノルテ・グランデ：アリカ・パリナコタ*州（XV）、タラパカ州（I）、アントファガスタ州（II）、②ノルテ・チコ：アタカマ州（III）、コキンボ州（IV）、③中部：バルパライソ州（V）、首都圏州（R.M.）、オヒギンス*州（VI）、マウレ州（VII）、ビオビオ州（VIII）ニュブレ県、④南部：ビオビオ州（VIII）ビオビオ県・アラウコ県・コンセプション県、アラウカニア州（IX）、ロス・リオス州（XIV）⑤アウストラール：ロス・ラゴス州（X）、アイセン*州（XI）、マガジャネス*州（XII）。なお、本稿が考察対象としている1960年代以降現在までの間に、チリでは大きな行政区分の変更が2回実施されている（1974年・2007年）。それらに伴う地方自治体名称の変更については付録の対照表を参照されたい。